

(令和4年1月1日現在)

●押印が存続する手続き（個人分）

※所管所属名のアイウエオ順で掲載しています。
※今後、国等の押印見直しの動向により変更となる可能性があります。

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
1	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業（事業の範囲：し尿及びし尿を含む汚泥、ディスポーザ汚泥）の許可申請	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条第2項	登記印・登録印	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条により、市長に申請する必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
2	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業（事業の範囲：ごみ、動物等）の許可申請	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条	登記印・登録印	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条により、市長に申請する必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
3	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業者の事業に係る変更承認申請	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条第2項	登記印・登録印	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条第2項により、市長の承認を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
4	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業（事業の範囲：ごみ、動物等）の変更許可申請	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第17条	登記印・登録印	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第17条により、市長の許可を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
5	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業（事業の範囲：ごみ、汚でい、動物等）の廃止届出	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第25条	登記印・登録印	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第25条により、市長に届出の必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
6	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業者のコンテナ等承認申請	一般廃棄物収集運搬業におけるコンテナ等取扱要領第3条	登記印・登録印	一般廃棄物収集運搬業におけるコンテナ等取扱要領第3条により、承認を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
7	個人	環境局	緊急用自動計量システムICカード使用報告	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第11条第2項	登記印・登録印	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第11条第2項により、市長の許可を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
8	個人	環境局	自動計量システムICカード貸与願	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第13条第1項	登記印・登録印	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第13条第1項により、市長の許可を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
9	個人	環境局	自動計量システムICカード紛失・破損届	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第13条第4項	登記印・登録印	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第13条第4項により、市長の許可を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
10	個人	環境局	自動計量システムICカード返却届	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第13条第5項	登記印・登録印	大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱第13条第5項により、市長の許可を受ける必要がある、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
11	個人	環境局	一般廃棄物収集運搬業者の事業に係る変更届出	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条第1項	登記印・登録印	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条第1項により、市長に届出の必要があり、当該許可業者であることの確認及び申請意思を明確にするため
12	個人	危機管理室	災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第8条	登記印・登録印	災害援護資金の貸付時に借受人の意思や責任を厳格に確認し、また、保証人を立てる場合は、将来の紛争を防止する必要がある、保証人となったことが保証人の真正な意思に基づくものであることを確認するため
13	個人	行政委員会事務局	選挙人名簿の閲覧の申出	公職選挙法施行規則第3条の2第2項	認印で可	国において、申請等に該当しない手続き（選挙人名簿の抄本の閲覧の申出等）については、見直し対象外としており、公職選挙法施行規則様式第4号様式の2の2（第3条の2関係）の改正が行われていないため
14	個人	計画調整局	都市計画提案の提出	大阪市都市計画提案制度手続要綱第4号様式	登記印・登録印	都市計画の決定や変更は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域の土地及び建築物の関係権利者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
15	個人	計画調整局	景観協定の認可の申請	なし	登記印・登録印	景観協定の内容は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与える事項であることから、認可の際、その内容が協定対象区域の土地及び建築物の関係権利者の合意に基づいたものであることの真正性を確認する必要があるため
16	個人	計画調整局	大阪市御堂筋本町北・南地区地区計画に係る容積認定申請	大阪市御堂筋本町北地区および大阪市御堂筋本町南地区計画に係る手続要領第2.1.(1)ナ	登記印・登録印	容積認定は、財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域の土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため。 また、当該容積認定の条件として整備される施設の運営計画及び維持管理に関する協定の真正性を確認する必要があるため
17	個人	計画調整局	開発行為許可申請及び地位承継承認申請	開発許可の手続きに関する規則第3条第3号第4号様式	登記印・登録印	開発許可は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域及び隣接する土地又は建築物の関係権利者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
18	個人	計画調整局	大規模建築物建設の建設計画の事前協議（申出）	大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準	登記印・登録印	大規模建築物建設の建設計画は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
19	個人	計画調整局	大規模建築物建設の建設計画の事前協議（協議書締結・変更・完了・工事取止め）	大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準	登記印・登録印	大規模な建設計画を行う上で、公共・公益施設等の均衡調整を図る目的で、大阪市と事業者で協議書等を取り交わし、事業者による確実な協議内容の履行を担保すると共に、円滑に建設計画が実施されるように、事業者の厳格な本人確認及び協議計画の真正性の確認をする必要があるため
20	個人	計画調整局	都心居住促進のための住宅附置に関する指導要綱に基づく建設計画の事前協議（協議書締結・変更・完了・工事取止め）	都心居住促進のための住宅附置に関する指導要綱・都心居住促進のための住宅附置に関する指導要綱実施基準	登記印・登録印	一定地域内及び一定規模以上の建設計画において、都心部における住宅建設を促進する目的で、大阪市と事業者で協議書等を取り交わし、事業者による確実な協議内容の履行を担保すると共に、円滑に建設計画が実施されるように、事業者の厳格な本人確認及び協議計画の真正性の確認をする必要があるため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
21	個人	計画調整局	道路の位置の指定の申請	大阪市建築基準法施行細則第12条第12号様式	登記印・登録印	道路の位置の指定等は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域及び隣接する土地又は建築物の関係権利者の承諾に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
22	個人	計画調整局	接道義務の特例認定申請	建築基準法第43条第2項第1号認定申請の手続き要領第4号様式	登記印・登録印	接道義務の特例認定は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域及び隣接する土地又は建築物の関係権利者の承諾に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
23	個人	計画調整局	接道義務の特例許可申請	建築基準法第43条第2項第2号許可申請の手続き要領第4号様式	登記印・登録印	接道義務の特例許可は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域及び隣接する土地又は建築物の関係権利者の承諾に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
24	個人	計画調整局	用途規制の特例許可申請	建築基準法第48条ただし書き許可申請の手続き要領	登記印・登録印	用途規制の特例許可は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
25	個人	計画調整局	機械室等に関する容積率の例外許可申請	大阪市建築基準法第52条第14項許可申請の手続き要領	登記印・登録印	機械室等に関する容積率の例外許可は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
26	個人	計画調整局	総合設計の許可申請	大阪市総合設計許可申請の手続き要領	登記印・登録印	総合設計許可は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため。 また、容積率緩和の許可条件として整備される施設の運営計画及び維持管理に関する協定の真正性を確認する必要があるため。
27	個人	計画調整局	再開発等促進区等内の容積率制限の例外認定又は斜線制限の許可申請	大阪市地区計画にかかる認定及び許可申請（再開発等促進区）の手続き要領	登記印・登録印	容積率制限の例外認定又は斜線制限の例外許可は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
28	個人	計画調整局	誘導容積制度に係る認定申請	大阪市地区計画にかかる認定及び許可申請（誘導容積型）の手続き要領	登記印・登録印	誘導容積制度に係る認定は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
29	個人	計画調整局	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における斜線制限の例外許可申請	大阪市地区計画に係る許可申請（高度利用型）の手続き要領	登記印・登録印	斜線制限の例外許可は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
30	個人	計画調整局	街並み誘導型地区計画区域内の容積率制限又は高さ制限の例外認定申請	大阪市地区計画にかかる認定申請（街並み誘導型）の手続き要領	登記印・登録印	容積率制限又は高さ制限の例外認定は、計画対象区域の財産的価値の高い土地に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、土地所有者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
31	個人	計画調整局	建築協定の申請（認可・変更・廃止）	建築協定手続き要領	登記印・登録印	建築協定の内容は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与える事項であることから、認可の際、その内容が、協定対象区域の土地及び建築物の関係権利者の合意に基づいたものであることの真正性を確認する必要があるため
32	個人	計画調整局	公告認定（許可）対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の許可申請	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可申請の手続き要領（第4号様式）	登記印・登録印	一団地型総合設計許可は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域の土地及び建築物の関係権利者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため。 また、容積率緩和の許可条件として整備される施設の運営計画及び維持管理に関する協定の真正性を確認する必要があるため。
33	個人	計画調整局	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請	・一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱 ・一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可申請の手続き要領	登記印・登録印	一団地認定又は許可の取り消しは、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域の土地及び建築物の関係権利者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
34	個人	計画調整局	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和認定申請	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱第3号様式	登記印・登録印	一団地認定は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域の土地及び建築物の関係権利者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため
35	個人	計画調整局	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和許可申請	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可申請の手続き要領（第4号様式）	登記印・登録印	一団地型総合設計許可は、財産的価値の高い不動産に直接影響を与えるものであることから、当該申請が、計画対象区域の土地及び建築物の関係権利者の同意に基づきなされたものであることの真正性を確認する必要があるため。 また、容積率緩和の許可条件として整備される施設の運営計画及び維持管理に関する協定の真正性を確認する必要があるため。
36	個人	契約管財局	工事請負契約書 業務委託・物品買入等契約書	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため
37	個人	契約管財局	寄附申出書・受領書	なし	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
38	個人	契約管財局	市有財産賃貸借契約書	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため
39	個人	契約管財局	土地交換契約書	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
40	個人	契約管財局	土地売買契約書（売却）	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため
41	個人	契約管財局	移転立退期限延期願・承諾書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
42	個人	契約管財局	土地売買契約書（買収）	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため
43	個人	契約管財局	物品供給見積書 事業請負見積書	契約規則第34条第2項	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
44	個人	契約管財局	契約解除通知書 （契約者からの通知、本市からの通知）	なし	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
45	個人	契約管財局	誓約書（更地使用解体撤去）/継続賃貸の承認及び 土地賃貸料の変更について（通知）	なし	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
46	個人	契約管財局	市有地返還届/土地賃貸借契約の合意解除について （通知）	なし	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
47	個人	契約管財局	媒介委託通知書	媒介要綱	登記印・登録印	用地取得業務において、被補償者が第三者に媒介を委託することについて市に対して通知する際に用いるもので、土地売買契約等に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
48	個人	契約管財局	債権譲渡通知書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
49	個人	契約管財局	大阪市契約管財局土地賃貸料 口座振替依頼書／口座振替解約書	賃貸地管理業務マニュアル	金融機関届出印	金融機関での照合に必要なため
50	個人	契約管財局	理由書（落札候補者用）	契約規則第25条	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
51	個人	契約管財局	同意書兼申出書	通知「随意契約による隣接地所有者等への売却の取扱いについて」	登記印・登録印	随意契約により市有地を売却する際に使用する、土地売買契約に伴い必要となる書類であり、不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
52	個人	契約管財局	同意書	賃貸地管理業務マニュアル	登記印・登録印	賃借人名義書換申請の際に、法定相続人等より、貸付契約保証金を新賃借人へ帰属することに同意する旨の意思確認に必要となる書類であり、市民の有する権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
53	個人	契約管財局	中間金支払願	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
54	個人	契約管財局	使用印鑑届	契約規則第25条	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
55	個人	契約管財局	入札書錯誤無効届	契約規則第25条	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
56	個人	契約管財局	隣接同意書	通知「随意契約による隣接地所有者等への売却の取扱いについて」	登記印・登録印	随意契約により市有地を売却する際に使用する、土地売買契約に伴い必要となる書類であり、不動産の権利に影響を与えるものであるため、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
57	個人	契約管財局	賃借人の説明義務について	賃貸地管理業務マニュアル	登記印・登録印	連帯保証人を設定する場合の賃貸借契約に伴い必要となる書類であり、保証契約に影響を与えるものであるため、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
58	個人	契約管財局	建物所有者申告書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、補償対象となる建物所有者について市に報告する際に用いるもので、補償契約に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
59	個人	契約管財局	借地権に関する同意書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、土地所有者と借地人との間の借地権割合について市に報告する際に用いるもので、土地売買契約等に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
60	個人	契約管財局	占有者申告書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、補償対象となる占有者について市に対して報告する際に用いるもので、補償契約に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
61	個人	契約管財局	占有者造作に関する同意書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、補償対象となる占有者の造作について市に対して報告する際に用いるもので、補償契約に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
62	個人	契約管財局	営業申告書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、被補償者の営業の状況を市に対して報告する際に用いるもので、補償契約に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
63	個人	契約管財局	申出書（課税売上1000万円以下用）	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、被補償者から課税売上が1,000万円以下であることを市に対して申出する際に用いるもので、補償契約に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
64	個人	契約管財局	契約確定承諾書	業務委託契約請求事務処理要領	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
65	個人	契約管財局	物品売払入札参加承認証	物品売払入札参加申請要領	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
66	個人	契約管財局	特定建設工事共同企業体協定書	なし	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
67	個人	契約管財局	入札保証金納付書	貸付入札事務処理マニュアル	登記印・登録印	入札時に保証金の還付を受ける地位にあることを確認する唯一の書面であるため
68	個人	契約管財局	誓約書	大阪市談合情報等対応マニュアル	登記印・登録印	談合情報等の調査において、不正な行為の不存在等を誓約するため、法人や個人事業主に求めるものであり、内容の真正性を誓約する重要な書類であるため
69	個人	契約管財局	定期建物賃貸借契約についての説明	なし	登記印・登録印	定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき必要となる書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
70	個人	契約管財局	価格提案書（使用許可）	行政財産における清涼飲料水自動販売機設置に係る事務取扱いほか	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
71	個人	契約管財局	入札書（売払い、貸付け）	契約規則第25条	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
72	個人	契約管財局	補償説明等の事務委任並びに法律相談にかかる受諾書	なし	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
73	個人	契約管財局	債権譲渡承諾依頼書（債権譲渡関係）	下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準 売掛債権担保融資保証制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準 地域建設行経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
74	個人	契約管財局	融資実行報告書（債権譲渡関係）	下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準 地域建設行経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
75	個人	契約管財局	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱	登記印・登録印	入札等への参加にあたって、当該業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に該当する者でないことの誓約を求めるものであり、内容の真正性を誓約する重要な書類であるため
76	個人	契約管財局	入札書（申込書を含む）	契約規則第25条	登記印・登録印	競争参加者が価格等について意思を表示する重要な書面であるため
77	個人	契約管財局	契約変更承諾書	契約規則第60条の2第1項	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
78	個人	契約管財局	請書	契約規則第34条第2項	登記印・登録印	直接収入または支出の原因となる最終的な意思確認文書であり、契約書としての性質を備えているため
79	個人	契約管財局	誓約書	損失補償事務処理要領	登記印・登録印	用地取得に伴う補償金の算定において、被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、占有者の取扱い及び新たな占有者の入居等に関して建物所有者からの誓約を求めるもので、補償契約に関係する書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
80	個人	建設局	廃道払下げ申請	なし	登記印・登録印	申請者が限定され、また、不動産の所有権移動を伴う手続きであり、厳密な本人確認が必要であるため。また、申請者以外にも、隣接地権者全員の廃道払下げの同意書への押印・印鑑証明添付も必要としているため。
81	個人	建設局	廃道返還申請	なし	登記印・登録印	申請者が限定され、また、土地の私権制限の解除を伴う手続きであり、厳密な本人確認が必要であるため。また、申請者以外にも、隣接地権者全員の廃道の同意書への押印・印鑑証明添付も必要としているため。
82	個人	建設局	土地寄付申出	なし	登記印・登録印	申請者が限定され、また、不動産の所有権移動を伴う手続きであり、厳密な本人確認が必要であるため。なお、申請時添付書類の法務局へ提出する登記承諾書（所有権変更）も押印・印鑑証明書が必須である。

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
83	個人	建設局	土地境界確定協議の締結	大阪市有地境界確定事務取扱要綱 第12条 大阪市が管理する道路用地境界確 定事務取扱要領 第5条	登記印・登録印	土地境界確定協議の締結は土地の登記に繋がり、不動産登記手続きと同様の取り扱いが必要なため
84	個人	建設局	土地境界確認図（筆界確認図）	なし	登記印・登録印	財産的価値の高い不動産の権利に関するものであることから、厳格な本人確認を行う必要があるため
85	個人	建設局	道路区域変更（減幅）・廃止及び払下げに伴う対 側・隣接地主同意書	なし	登記印・登録印	申請者が限定され、また、接道建物の容積率（敷地面積に対する延べ床面積の割合）には前面道路による制限があり、減幅・廃止することで既存不適格や資産価値が下がるため厳密な本人確認が必要であるため
86	個人	建設局	土地無償使用承諾書	なし	登記印・登録印	申請者が限定され、また、土地の私権の制限を伴う手続きであり、厳密な本人確認が必要であるため
87	個人	建設局	土地使用承諾および誓約書	大阪市の「私道への公共下水道布 設事務取扱要綱」第4条第2項の 別紙様式2号	登記印・登録印	申請者が限定され、また、土地の私権の制限を伴う手続きであり、厳密な本人確認が必要であるため
88	個人	建設局	土地境界確定協議の締結	大阪市有地境界確定事務取扱要綱 第12条	登記印・登録印	土地境界確定協議の締結は土地の登記に繋がり、不動産登記手続きと同様の取り扱いが必要なため
89	個人	こども青少年局	母子父子寡婦福祉資金借用書	なし	登記印・登録印	母子父子寡婦福祉資金の貸付にあたり、債務者の真正な意思に基づくものであることを確認するため
90	個人	こども青少年局	母子父子寡婦福祉資金借用書（変更用）	なし	登記印・登録印	母子父子寡婦福祉資金の貸付にあたり、債務者の真正な意思に基づくものであることを確認するため
91	個人	こども青少年局	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金口座振替依頼書	なし	金融機関届出印	金融機関での照合に必要なため
92	個人	こども青少年局	同意書（国際養子縁組）	なし	認印で可	養子縁組の手続きを実施するにあたり、親権者の意思に基づかない手続きがされた場合に、親権者に重大な不利益を与えるおそれがあるため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
93	個人	こども青少年局	同意書（普通養子・特別養子縁組）	なし	認印で可	養子縁組の手続きを実施するにあたり、親権者の意思に基づかない手続きがされた場合に、親権者に重大な不利益を与えるおそれがあるため
94	個人	財政局	担保提供	なし	登記印・登録印	税手続きの統一性の観点から、国税において実印による押印を求めるものは地方税においても同様の取扱いとする考え方が国から示されているため
95	個人	財政局	抵当権設定登記承諾	なし	登記印・登録印	税手続きの統一性の観点から、国税において実印による押印を求めるものは地方税においても同様の取扱いとする考え方が国から示されているため
96	個人	財政局	納税保証	なし	登記印・登録印	税手続きの統一性の観点から、国税において実印による押印を求めるものは地方税においても同様の取扱いとする考え方が国から示されているため
97	個人	財政局	口座振替の申し込み	なし	金融機関届出印	金融機関での照合に必要なため
98	個人	市民局	消費者訴訟費用の貸付金貸付契約書	消費者訴訟費用の貸付けに関する 実施要領 様式第3号	登記印・登録印	消費者訴訟費用の貸付にあたり、債務者の真正な意思に基づくものであることを確認するため
99	個人	水道局	契約書（公有財産等の借受申請）	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため
100	個人	水道局	誓約書（売却・貸付・使用許可）	一般競争入札による市有不動産の （売払い・貸付）実施要領	登記印・登録印	入札への参加にあたって、当該者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に該当する者でないことの誓約を求めるものであり、内容の真正性を誓約する重要な書類であるため

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
101	個人	水道局	委任状（売却・貸付・使用許可）	一般競争入札による市有不動産の （売払い・貸付）実施要領	登記印・登録印	契約の予約の成立の根拠となり、入札者の重要な意思表示を確認する必要があるため
102	個人	水道局	入札保証金納付書（売却・貸付）	一般競争入札による市有不動産の （売払い・貸付）実施要領	登記印・登録印	入札時に保証金の還付を受ける地位にあることを確認する唯一の書面であるため
103	個人	水道局	入札書・価格提案書（売却・貸付・使用許可）	大阪市水道局契約規程第23条第1項	登記印・登録印	契約の予約の成立の根拠となり、入札者の重要な意思表示を確認する必要があるため
104	個人	水道局	・契約書 ・定期建物賃貸借契約についての説明 ※貸付のみ（売却・貸付）	地方自治法第234条第5項	登記印・登録印	・地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられているため ・定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき必要となる書類であり、市民の有する不動産の権利に影響を与えるものであることから、法的安定性を図る観点から厳格な本人確認を行う必要があるため
105	個人	水道局	口座振替依頼書（複写）	なし	金融機関届出印	金融機関での照合に必要なため
106	個人	水道局	口座振替依頼書（ハガキ）	なし	金融機関届出印	金融機関での照合に必要なため
107	個人	都市整備局	地域魅力創出建築物修景事業修景補助事業の補助金 交付申請	大阪市地域魅力創出建築物修景事業 修景補助金交付要綱第8条	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
108	個人	都市整備局	地域魅力創出建築物修景事業修景補助事業の工事完了 実績報告	大阪市地域魅力創出建築物修景事業 修景補助金交付要綱第19条	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産の維持管理等に関する要件を設けており、その要件を担保するために当該不動産に関して権利を有する第三者の合意が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
109	個人	都市整備局	区画整理事業に係る補償契約書（変更を含む）及び 補償契約に伴い必要となる権利確認書類	土地区画整理事業の施行に伴う建築物等の移転又は除却による損失 補償基準等運用の手引き（補償担当者用）様式2、3、10、13、 16、21-1～5、24、26、27、28-1 ～2、29、30、31、32、33、34、 35、36-1、37等	登記印・登録印	区画整理事業に係る補償契約書については、補償内容に合意する意思を確認する文書であり、法的安定性を図る観点から、厳格な本人確認を行う必要があるため。 補償契約に伴い必要となる権利確認書類については、公共事業に伴い特別の犠牲を受けることになる被補償者に対する平等性と確実な財産権の補償の観点から、契約及び契約に必要な権利確定のために厳格な本人確認を行う必要があるため。

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
110	個人	都市整備局	清算金分納許可申請	大阪市土地区画整理事業清算金取扱要領 様式第3号	登記印・登録印	強制徴収公債権である清算金の支払いを分割し期限の利益を付与するとともに、利子を負担させる契約書の性質を備えた文書であり、法的安定性を図る観点から、厳格な本人確認を行う必要があるため
111	個人	都市整備局	債務引受に係る承諾申請書	大阪市土地区画整理事業清算金取扱要領 様式第12号	登記印・登録印	強制徴収公債権である清算金について、債務者及び債務引受人が締結する重畳的債務引受契約における債権者としての本市の承諾を求めるもので、契約書の性質を備えた文書であり、法的安定性を図る観点から、厳格な本人確認を行う必要があるため
112	個人	都市整備局	先行移転補償の申出	三国東地区土地区画整理事業施行地区内における権利者の申し出による移転補償の取り扱いについて 様式1	登記印・登録印	区画整理法101条に基づく補償などの権利放棄等を誓約するものであることから、厳格な本人確認を行う必要があるため
113	個人	都市整備局	仮換地分合筆願出書	なし	登記印・登録印	財産的価値の高い不動産の権利に変動を及ぼすものであることから、厳格な本人確認を行う必要があるため
114	個人	都市整備局	仮換地変更願出書	なし	登記印・登録印	財産的価値の高い不動産の権利に変動を及ぼすものであることから、厳格な本人確認を行う必要があるため
115	個人	都市整備局	換地を定めない旨の申出	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業における土地区画整理法第90条の規定に基づく換地不交付の取扱いについて 様式1 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業における土地区画整	登記印・登録印	財産的価値の高い不動産の権利に変動を及ぼすものであることから、厳格な本人確認を行う必要があるため
116	個人	都市整備局	仮移転としての一時使用に関する誓約書	淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴う東淡路第3住宅の仮住居利用要綱 様式1 三国東地区土地区画整理事業の施行に伴う東淡路第3住宅への仮移転要綱 様式1	登記印・登録印	区画整理事業に伴い、新たな仮換地で自己の住宅を建築し、生活の本拠として使用できるまでの間、仮の住居として市営住宅に入居することの意思を確認する契約書の性質を備えた文書であり、法的安定性を図る観点から、厳格な本人確認を行う必要があるため
117	個人	都市整備局	大阪市組合等土地区画整理資金貸付	大阪市組合等土地区画整理資金貸付要領 様式第1号、第7号、第9号	登記印・登録印	同じ目的の貸付制度である国の「都市開発資金貸付要領」の様式を準用しており、同様式により押印が義務付けられているため（現在、国において押印の必要性を検討中であり、国の方針に基づき、見直しが可能となった時点で速やかに廃止する。）

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
118	個人	都市整備局	主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度の事業計画承認申請	大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要綱 様式4ー6、4ー8	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
119	個人	都市整備局	まちかど広場整備事業従前建築物除却制度の補助金交付申請	大阪市まちかど広場整備事業従前建築物除却制度補助金交付要綱 様式1ー5	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
120	個人	都市整備局	密集住宅市街地重点整備事業防災空地活用型除却費補助の事業計画承認申請	大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱 様式1ー5、1ー10	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
121	個人	都市整備局	民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度の補助金交付申請	大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅促進制度補助金交付要綱 様式第1ー5	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
122	個人	都市整備局	民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度の事業計画承認申請	大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 様式第1ー6、1ー8	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
123	個人	都市整備局	マンション耐震化緊急支援事業の交付申請	マンション耐震化緊急支援事業補助金交付要綱 別表	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
124	個人	都市整備局	空家利活用改修補助事業の交付申請	大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱 別表第5	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
125	個人	都市整備局	耐震診断・改修補助事業の交付申請	大阪市耐震診断・改修補助事業要綱 別表	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、財産的価値の高い不動産に改変等を行うものであることから、当該不動産に関して権利を有する第三者の承諾が必要な書類については、当該第三者の厳格な本人確認を行う必要があるため
126	個人	都市整備局	売却地に係る転売の承認申請	なし	登記印・登録印	市営住宅用地を売却する際には、売却後の土地の利用用途等に条件を付しており、当該用地を転売することは本市の事前承認を得なければ行えないこと等を土地売買契約書に定めている。この定めに基づいて行われる転売の承認申請については、財産的価値の高い不動産の権利に関するものであることから、申請者及び転売の相手方の双方の厳格な本人確認を行う必要があるため。
127	個人	都市整備局	売却地に係る質権設定の承認申請	なし	登記印・登録印	市営住宅用地を売却する際には、売却後の土地の利用用途等に条件を付すとともに、条件が履行されない場合に備え、当該用地に本市が質戻権を設定している。この質戻権が行使された場合に発生する、申請者から本市に対する売買代金返還請求権に質権を設定するための承認申請については、財産的価値の高い不動産の権利に関するものであることから、質権者及び質権設定者の双方の厳格な本人確認を行う必要があるため。

	個人/ 法人の 別	所管所属	手続き名	根拠法令・規則等	存続する 押印の種類	押印を存続する理由
128	個人	都市整備局	売却地に係る買戻特約の登記抹消申請	なし	登記印・登録印	市営住宅用地を売却する際には、売却後の土地の利用用途等に条件を付すとともに、条件が履行されない場合に備え、当該用地に本市が買戻権を設定している。この買戻権にかかる特約登記の抹消申請については、条件の履行を前提に先行して登記を抹消しなければならない場合があることから、履行の意思を厳格に確認する必要があるため。
129	個人	都市整備局	口座振替納入依頼（市営住宅・市営住宅附帯駐車場）	大阪市営住宅使用料口座振替等収納事務取扱要綱及び大阪市営住宅附帯駐車場使用料口座振替（自動払込）収納事務取扱要綱 第1号様式-1	金融機関届出印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、金融機関への提出書類については金融機関での照合に必要なため
130	個人	都市整備局	名義変更承認申請（市営住宅・市営住宅附帯駐車場・市営住宅附属施設）	大阪市営住宅名義変更承認実施要綱第5条	登記印・登録印	提出書類への押印は基本的に廃止するが、名義変更により住宅等の賃借権等を喪失する現名義人（被承継者）の同意書については、権利保護の観点から、当該人の意思を厳格に確認しておく必要があるため
131	個人	福祉局	心身障がい者扶養共済 加入申込み	大阪市中心身障害者扶養共済条例施行規則第4条	認印で可	本市が定める申込書については押印を廃止するが、添付書類である「申込者〈被保険者〉告知書」については共済責任を担っている独立行政法人福祉医療機構が定めており押印廃止の対象外とされているため
132	個人	福祉局	心身障がい者扶養共済 年金申請	大阪市中心身障害者扶養共済条例施行規則第9条	認印で可	本市が定める申請書については押印を廃止するが、添付書類である「死亡証明書（死体検案書）」及び「障害診断書」については共済責任を担っている独立行政法人福祉医療機構が定めており押印廃止の対象外とされているため